

浜健障第515号
令和2年7月14日

障害福祉サービス事業所 各位

障害保健福祉課長 久保田 尚宏

新型コロナウイルス感染防止対策ツールの提供について

静岡県が施設等の感染防止対策を支援するため、国通知等を参考に「感染予防チェックリスト」と「感染が疑われる者等が発生したときの対応フロー」【別紙】を作成しました。

つきましては、県通知をご確認いただき、各事業所においても改めて感染防止対策の取組の徹底を図るとともに、感染者等が発生した場合の対応を適時適切に行い、集団感染を防ぐようお願いいたします。

本通知に係るお問い合わせは、各事業担当者までお願いいたします。

お問い合わせ先 障害保健福祉課 指導グループ 電話 457-2860
--



事務連絡
令和2年7月9日

静岡市、浜松市
障害福祉担当課長 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

新型コロナウイルス感染防止対策ツールの提供について

国内で確認された新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は4月中旬をピークに一旦減少し、5月25日に緊急事態宣言が全国で解除されましたが、6月下旬から再び増加傾向となっており、現在、第2波への懸念が高まっているところであります。

こうした中で、この度、施設等の感染防止対策を支援するため、国通知等を参考に「感染予防チェックリスト」と「感染が疑われる者等が発生したときの対応フロー」を別添のとおり作成しましたので、貴市管内障害福祉サービス事業所等にも御周知いただきますよう御協力方よろしくお願いいたします。

担当 障害指導班
電話 054-221-3771

各社会福祉施設等の管理者 様

静岡県健康福祉部長

新型コロナウイルス感染防止対策ツールの提供について（通知）

国内で確認された新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は 4 月中旬をピークに一旦減少し、5 月 25 日に緊急事態宣言が全国で解除されましたが、6 月下旬から再び増加傾向となっており、現在、第 2 波への懸念が高まっているところであります。

こうした中で、この度、施設等の感染防止対策を支援するため、国通知等を参考に「感染予防チェックリスト」と「感染が疑われる者等が発生したときの対応フロー」を下記のとおり作成しましたので、改めて感染防止対策の取組の徹底を図るとともに、感染者等が発生した場合の対応を適時適切に行い、集団感染を防ぐようお願いいたします。

なお、県外から帰省・来訪された利用者や職員の家族等に対しては、引き続き「静岡県内に帰省・来訪される皆様へ」を参考に、健康観察票の作成等に協力していただくようお願いいたします。

記

○ 感染防止対策

1 感染予防（感染経路の遮断）

各施設等において、「感染予防チェックリスト」（入所・居住系、短期・通所系、訪問系）による定期的な確認について、全職員を対象に実施するようお願いいたします。

URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/r2/documents/checklist.xls>

2 感染者疑われる者が発生した場合の対応

「感染が疑われる者等が発生したときの対応フロー」（入所・居住系、短期・通所系、訪問系）を各施設等において改めて確認するとともに、A 3 版などに拡大し、掲示しておくようお願いいたします。

URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/r2/documents/flow.xls>

（参考）「静岡県内に帰省・来訪される皆様へ」

URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-kisei-raihousyahe.html>

担当	福祉長寿局福祉指導課	電話	054-221-2960
	介護保険課	電話	054-221-3253
	こども未来局こども未来課	電話	054-221-2924
	こども家庭課	電話	054-221-2307